

厚岸町議会 第1回定例会

平成19年3月9日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番佐藤議員、7番中屋議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、14番、田宮議員の一般質問を行います。
14番、田宮議員。
- 田宮議員 おはようございます。
この定例会に当たりまして、一般質問をするものであります。
本年2007年の税制改正では、消費税率引き上げや各種控除の変更は見送られましたが、定率減税が全廃されるため、実質的に増税になると見られているわけであります。また税源移譲で、所得税と町民税の額が変動することになるようであります。最初に、定率減税廃止による町民の皆さんの負担増とそれによって関連する影響について、お考えをお聞かせいただきたいのであります。
2点目は、今年の4月24日、現在の小学校5年生、中学校2年生の全員を対象に全国一斉学力テストが実施される予定と聞きますが、その内容について具体的にお話をいただきたいのと、そのことについて教育委員会のお考えをお聞かせいただきたいのであります。
最後に、学校図書館について、次の点についてお伺いをいたします。
1つは、学校別予算と児童生徒数。2つ目は、学校別蔵書数。3つ目は、蔵書の更新について。4つ目は、利用状況。最後は、学校図書館と情報館との連携についてであります。
以上、第1回目の一般質問といたします。
- 議長（稲井議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。
14番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の定率減税廃止による住民負担と関連する影響についてであります、ご承知のとおり定率減税は、国の経済状況の悪化、大手金融機関の破綻などの金融危機を背景に、小渕内閣の恒久的減税として平成11年度税制改正で導入され、導入時は所得減税の20%相当額、個人住民税所得割額の15%相当額を控除するという内容でありました。

その後、平成16年度及び平成17年度の与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において半減、平成18年度税制改正において廃止とされ、所得税については平成19年1月分から、個人住民税については平成19年度分からとなるところでございます。

定率減税が廃止されることによる住民負担額の変化について、単身世帯か、夫婦世帯か、妻が専業主婦かどうか、子供がいるかいないかなど世帯の状況によって、同じ年収でも所得税、個人住民税は増減しますが、夫婦、子2人のサラリーマン世帯で試算しますと、給与収入が年収500万円の世帯では1万8,000円、同じく年収700万円世帯では4万1,000円の負担増となると推計されるところであります。

関連する影響であります、町税収入について、平成18年度当初調定額を基礎としての影響額では、個人町民税所得割で1,863万円の増額となると試算しているところであります。

また、所得税、個人町民税の税額を判定の基準として徴収金額等を決定するものとして、障害者日常生活用具給付事業と保育料があります。障害者日常生活用具給付事業につきましては、平成18年度の利用者実績をもとに試算したところ、5名の方が該当し、総額6,980円の増額になると推計されるところであります。保育料につきましては、定率減税廃止に伴う影響が及ばないよう、今議会で関連する条例の一部改正など、所要の措置を講ずる提案をしているところでございますので、ご理解を願いたいと存じます。

私からは以上であります。他の質問については、教育長から答弁がございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

私からは2点目、全国一斉の学力テストが行われる計画と聞くが、その内容について具体的にし、教育委員会の考え方をお伺いしますという点と、3点目、学校図書室についてお答えいたします。

まず2点目、全国学力・学習状況調査についてお答えいたします。

本調査は、文部科学省が市町村教育委員会など学校の設置管理者の協力を得て実施するもので、その背景には次の3点が挙げられます。

1点目は、いじめ、不登校、少年犯罪など、児童生徒をめぐる問題が多発していることから、学校教育の現状や課題を明らかにする必要があることです。

2点目は、近年実施された国際学力調査の結果から、我が国の児童生徒の学力や学習意欲に低下傾向が見られたことです。

3点目は、義務教育の結果を国が責任を持って検証し、教育の質を保証するシステムに転換する必要があることです。

次に、調査の目的について2点申し上げます。

1 点目は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図ることです。

2 点目は、教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図ることです。

次に、調査の対象学年について申し上げます。小学生は第 6 学年、中学生は第 3 学年を対象に調査が行われます。どちらも前年度までの学習内容、つまり小学校第 5 年生まで、及び中学校第 2 学年までに学習した内容の定着度を調査することになっています。

調査の内容についてですが、これは大きく 2 つに分かれています。

1 つは、教科に関する調査です。小学生は国語と算数の 2 教科、中学生は国語と数学の 2 教科について、それぞれ知識に関する問題と活用に関する問題が出題されます。知識に関する問題は、身につけておかなければ後の学習に影響を及ぼす内容や、生活に不可欠で常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能の調査です。活用に関する問題は、身につけた知識・技能を生活の場面に活用する力などの調査です。

調査内容のもう一つは、生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査です。児童生徒に対しては学習意欲や生活習慣などに関する調査が、学校に対しては指導方法に関する取り組み状況や児童生徒の体力・運動能力の状況などに関する調査が実施されます。

次に、実施時期についてですが、本調査は毎年 4 月の第 4 火曜日に実施されるもので、平成 19 年度は 4 月 24 日に実施されます。

次に、結果の公表について申し上げます。

文部科学省は、国全体、各都道府県、地域の規模別の調査結果を公表するとともに、児童生徒の生活習慣や学習環境、学校における教育条件の整備状況と学力の相関関係を分析して公表しますが、市町村名や学校名は公表しないなど、学校間の序列化や過度な競争につながらないように配慮することとなっています。また、都道府県、市町村、学校に対してそれぞれの調査結果を提供し、市町村や学校は、その結果を保護者などへ説明することができるとしています。さらに、児童生徒に対しては答案は返却されませんが、学校を通じて正答や誤答の状況などがわかる個票を返却することになっています。

次に、教育委員会としての考え方を申し上げます。

義務教育制度のもとで、国が教育の結果に責任を負うのは当然であります。同様に、私ども教育委員会には、厚岸町で学ぶ児童生徒が幸せな人生を送るための基礎を培う教育を提供する責務があります。そのためには、教育の成果である学力の定着度を検証するとともに、児童生徒の学習意欲や生活習慣、さらには学校教育の整備状況などを総合的に把握し、確かな学力の育成と心身ともに健全な児童生徒をはぐくむために、常に結果の検証と改善の努力を継続する必要があります。今後は、文部科学省の調査データ及び本町が実施している学力調査の結果から改善点を明確にし、学校における指導方法の工夫改善や教育環境の整備充実など、本町教育のさらなる充実を目指してまいります。

3 点目のご質問であります。学校図書室についてお答えいたします。

町内の各小中学校における図書購入予算、児童生徒数及び蔵書数につきましては、お配りしている資料のとおりであります。この資料における各学校の蔵書数を、文部科学省が学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定している標準蔵書数と比較しますと、厚岸町では小中学校全体で 55% の達成にとどまっております。

ご存じのように学校図書館は、児童生徒の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じて子供の人間形成や情操をはぐくむ場として極めて重要であり、その役割を果たしていくためには図書の整備を計画的に進めていく必要があります。しかし、毎年一定の図書購入をしているものの、経年変化等により廃棄する図書もあることから、蔵書がふえる状況にはありません。

次に、学校図書館の利用状況であります。読書活動を通じて言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、生きる力を身につけさせることを目指し、各学校では、全校一斉の読書活動や読書時間の設定をするなど、さまざまな方策を講じて図書館の利用促進に努めているところであります。また、学校の教育課程への展開については、特に今日、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒みずからが必要な情報を収集、選択し、活用するための利用を進めています。

最後に、情報館との連携についてであります。これもお配りしている資料でお示しておりますとおり、次の4つの事項について行っております。

1点目は、学校図書館活動の充実を目的とした学校図書館活性化会議の開催であり、平成16年度から行っております。

2点目は、一般の貸し出しとは別に、冊数や貸し出し制限を区別して運用することによって、学校図書館や学級文庫への支援を行っております。

3点目は、学校における読み聞かせを実施し、児童生徒の読書環境をつくとともに、学校図書館の利用促進を図っております。

4点目は、図書の貸し出しや予約、団体貸し出しなどの搬送を行う図書館バスの巡回を町内の学校に対して、月2回実施しております。

以上、学校図書館と情報館との連携を申し上げましたが、今後はさらに、さきに述べました学校図書館の蔵書数対策として学校とのさらなる連携のもと、情報館における図書の有効利用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

定率減税でありますけれども、本年度、税に2つの改革がご承知のようにあったわけです。1つは、税源移譲に伴う所得税と住民税の税率変更。それと今、論議をしようとしております定率減税の廃止であります。1月には所得税が減額になりましたけれども、6月には住民税が増額されると、こういうふうに聞いておりますが、その辺についてお答えをいただきたい。

今回の税源移譲では、町民が負担する所得税と住民税の総額は原則的には変わらないというふうに言われているようです。定率減税は、景気浮揚策として1999年、平成11年から実施されてきた減税で、所得税の20%、限度額年25万円。住民税の場合は15%、限度額は年4万円です。そういう減額制度でありました。2006年、平成18年に減額率を50%に縮減をして、今年2007年に全廃となるわけです。昨年は半減によって税負担額が急増したわけですが、今回もほぼ同額の課税額がふえる

ことになります。増税になるわけでありまして。6月には住民税が大幅にふえるということになるわけでありまして、もう少し具体的に数字を挙げていただいて、再度ご説明をいただきたいと思っております。

それから、注意が必要なのは、65歳以上の年金生活者の問題であります。2006年、昨年は定率減税の半減に加えて、老年者控除廃止あるいは公的年金等の控除が縮小される、こういうことで所得税や住民税とも大幅に値上がりをしたわけでありまして。今年も定率減税の全廃によって、町民負担がさらに上がる、追い打ちをかけられるということになります。これはまた、問題は別であります、年金保険料も毎年上がっておりますが、今年4月には国民年金保険料が月額1万4,100円に、いわゆる240円アップされますし、10月には厚生年金保険料率が0.354ポイント上がって、14.996%に引き上げられます。参議院選が終われば消費税税率の引き上げということが、もう今から既に言われているわけでありまして。

町民にとっては大変大きな負担がこれからも出てくるわけでありまして、その辺について具体的におわかりであれば、数字に基づいてご説明をいただきたいというふうに思っています。

次に、全国一斉の学力テストの問題であります。

お話があったように4月の24日、小学校の5年生、中学校の2年生の全員を対象に、全国一斉の学力テストの実施ということが言われておりますが、全国一斉学力テストというのはかつて1961年から1964年、昭和36年から昭和39年にかけて実施をされました。そのとき、競争教育をひどくする、あるいは学校の序列化が進むなどなど、多くの害悪が噴き出して、国民の反対が広がって中止になっていたものであります、これは40年ぶりに復活をさせる、こういうことになるわけでありまして。一斉学力テストというやり方が何をもたらすのか、そのことについて具体的に、私は教育委員会のお考えを再度伺いしたいと思うのであります、私はこの一斉学力テストというやり方が大変よくない、まさに害悪をもたらすのではないかとこのように思うわけでありまして。

この間、全国幾つかの自治体で独自に行われている一斉テストの実態を見れば明らかだと言われております。例えば、東京都では都独自の一斉学力テストを行って、市や区ごとに詳細な結果を公表し、その上、区や市で独自の一斉学力テストが行われ、少なくとも区や市ではその結果を学校ごとに順位をつけて公表するというようなことが行われているんです。ホームページですべての学校別に教科ごとの成績を公表している自治体もあるそうであります。一体、第1位は〇〇小学校、第2位は〇〇小学校という成績を公表して、序列をつくる必要がどこにあるのでしょうか。これについては、厚岸町の教育委員会は先ほどのご答弁ではやらないというふうに言われておりますが、将来にわたって行わないということを私は確認したいのであります。

序列をつけるということは、競争に追い立てるということになるのではないのでしょうか。一斉テストとその公表は、学校と教師や子供たちにとって激しい圧力になって作用するというふうに思います。一斉テストの前には、成績が悪いとされた学校ではテスト対策の特別の授業が行われている。夏休みに入っても休みがやってこない、こういう事態が生まれているところもあるようであります。この点について将来にわたって、学力テストについて公表し、序列をつけるということはやらないということについて、再度

お答えをいただきたいと思います。

東京都では、一斉テストが学区制の廃止や学校の選択制とセットされて実施をされているようですが、その結果どうということが起こっているかといいますと、成績上位校と言われる学校には新入生が集中して、逆に新入生ゼロの学校が生まれている。新入生が入ってもわずか数人で、学校が統廃合の危機にさらされる、そういうところも少なくないそうであります。これは日本の過疎地がだんだん全体の人口が少なくなって新入生がなくなったという話ではないわけでありまして、大都会のど真ん中で春になっても新入生が入ってこない、これはこうした学校で学ぶ子供たちの心にどんな深刻な傷を与えているかは、考えても大変胸の痛む問題ではないでしょうか。

こうした一斉学力テストを全国の小中学生を対象に行う、すべての学校と子供に成績順の全国順位をつけるということになるわけでありまして。これは競争と選別の教育を恐ろしい勢いで加速させるものになるのではないのでしょうか。もともと、この全国一斉学力テストの計画は、中山元文部科学大臣が提案をしていたものであるようですが、その際中山氏が言っているのではありませんが、もっと競争原理を導入する、あるいは競争意識を涵養する、こういうようなことを言っているわけでありまして。

私は子供の試験一般に反対するものではありません。試験を行うことは、それが適切に行われるならば、教師にとってみずからの教育がどれだけ子供たちに届いているか、自己反省の機会になるでしょうし、子供たちにとっては自分の理解がどこまで進んだか、それを知る機会になり励みになるであります。また、子供たちの学力の到達度を全国的に調査するためのテストもあり得ることではありますが、その場合にはせいぜい数%の抽出調査で十分だというふうに考えます。問題は、全国一斉にすべての子供を対象にしたテストを行う、そんなテストがどうしても必要なのか、有害なだけではないかというふうに思います。

子供たちを競争に追い込んで、一斉テストを押しつけるということには反対でありますし、厚岸町の教育委員会は将来にわたって、このテストについてはやらないということをも明言していただきたいと思いますというものであります。

この学力テスト、大義名分、どこでも言っていることは、学力向上のためというふうに言っているわけではありますが、厚岸町の教育委員会としては学力テストにどういうふうなお考えを持っているのかお伺いをいたします。

子供たちを競争に追い立てる、子供たちみんなに学力をつけるためではないのではありませんかと、そこに目的があるのではないということをはっきり見る必要があると思うんです。競争によって序列をつけて、いわゆるできる子とできない子というふうにふるい分けをする、子供たちを競争に追い立てる、そういう目的があるのではないかと思います。そういう点で、私は教育長がこの学力テストについてどのようにお考えなのか、明確なご答弁をいただきたいと思いますのであります。

あと、時間も長くなりますので、学力テストについては以上で終わります。

それから、学校図書館の問題ですが、教育委員会では図書室というふうに言っていますね。図書室なんですか図書館なんですか、それをもう一回あれしてください、大した変わりはありませんけれども。

それから、学校図書館の図書蔵書冊数が出ております。先ほどご答弁があったと思い

ますが、もう一度伺いたいのですが、それぞれの学校についてはばらつきがありますね。これは標準があって、それに基づいてやっているというふうなお答えでありましたが、冊数あるいは金額、この児童生徒数と1人当たりどのぐらいになるのかというと、必ずしも一様ではないわけです。いろいろとばらばらになっている。そういう点で55%ぐらいしかあれていないんだというようなご答弁がありましたけれども、もう一度明確な基準を設けて、そして55%というふうに言われておりましたが、この蔵書数をふやす、例えば年次的な計画を立ててやるとか、学校図書館が持つ目的・意義というものは先ほどご答弁にありました、それを実現するためにも計画的に学校図書館の充実を図ることが必要ではないかと思いますが、その点についてさらにご答弁をいただきます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の定率減税に関する内容でございます。

定率減税につきましては、所得税につきましては、既に19年1月1日以降から施行されておまして、定率減税は全廃されております。それから個人住民税所得割につきましては、6月徴収分から全廃ということでございます。これに合わせまして税源移譲の関係の関連もご質問がございましたので参考までにお答えいたしますと、移譲前の所得税の税率、330万円までが10%いたしますと、移譲後の税率が330万円では10%ですが、大体195万円、その刻みが4段階から6段階になってございます。したがって、移譲前と移譲後では10%と5%ということで半減になっている。他方、住民税につきましては、200万円までが5%であるところが、フラット化されて一律10%、これは町・道民税でございまして、町民税が6割、道民税が4割ということで、これも6月からの徴収分ということになります。

それから、65歳以上の状況はどうかというご質問もございましたので、あわせてご答弁させていただきますが、65歳以上の年金受給者の夫が68歳、妻が63歳の2人世帯の場合で、定率減税が廃止された場合、年金収入が300万円の場合は1万2,500円のその定率減税廃止による増、400万円の場合は2万3,100円の増というような試算がなされているところでございます。

それから、定率減税の廃止に伴いましてどの程度の増額になるのかということでございます。平成17年から18年にかけて、まずは半減、いわゆる縮減されたことに伴いまして、昨年春に私の方からお答えさせていただいたとおり、約1,900万円ほどの、半減に伴う増収になっているところでございます。同じく本年19年につきましては、18年度当初調定ベースで試算いたしますと、町民税所得割で1,863万400円ほど、道民税では940万3,400円で、町・道民税を合わせますと2,803万3,800円の増収ということになるかと思えます。いずれにいたしましても、この定率減税につきましては、平成18年度税制改正に伴いまして、既にサラリーマンにつきましては19年1月1日からの徴収分、それから個人住民税につきましては19年6月徴収分から実施されることは、既に法が施行されてございますので、そのようになるかと思えます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 質問者の方から国民年金の引き上げ、それから厚生年金の掛け率の引き上げのお話がありました。

質問者おっしゃるとおり、国民年金の保険料は18年度、月額1万3,860円が240円引き上げになりまして、19年4月から1万4,100円というふうになるものであります。これは平成29年度まで、2017年であります、平成29年における保険料の額を定め、毎年これに向けた引き上げをしていこうという内容のものでありまして、平成16年度に法律改正がされまして、こちら平成29年度におきます月額1万6,900円という額を定めまして、これに向けて毎年引き上げをしていこうという中身のものであります。

それから、厚生年金の掛金率のものでありますが、同様に平成19年度におきまして0.35ポイントの引き上げということで、現在14.642%のものを14.996%に引き上げるということでありまして、平成29年度の掛金率を18.3%というふうに固定をいたしまして、毎年引き上げをしていくということを法律で定めて、今現在経過中ということでありまして。ご指摘の内容のとおりだというふうに私ども認識をしております。

●議長（稲井議員） 指導室長。

●教委指導室長（酒井室長） 私の方から全国一斉学力学習状況調査についてお答えを申し上げます。

まず初めに、全国一斉ということについての意味合いについてでございますが、教育長の答弁の中にもございましたとおり、義務教育の制度を我が国がとっている以上、文部科学省が義務教育の成果、結果を正確にとらえる、検証するということは大変重要なことであり、また当然のことというふうに理解をしておるところでございます。

全国一斉ということの今回の意味合いについてですが、近年いろいろなところで我が国の教育の機会均等、教育水準の問題等々が叫ばれております。そうした中、教育に地域格差を起こしてはやはりいけないという視点が1つあるかとございます。したがって、今回文部科学省でも、例えば大都市のテストの結果はどういう状況になるのか、地方の中核都市の結果はどうなのか、市町村の結果はどうなのかというような形で、地域性によって格差を生じさせないという前提のもとで、それに関する調査をするということも1つ含まれているのかなというふうに理解をしているところでございます。

続きまして、公表について申し上げます。

文部科学省では、これも教育長答弁にございましたが、国全体の結果、都道府県ごとの結果、それから先ほど申し上げました地域の規模別の結果という大きなくりの公表はすることになっておりますが、市町村名やもちろん学校名は公表しないということになっております。さらに、文部科学省が公表する、今申し上げた内容以外のものについては、情報公開に関する法律に基づいて不開示の情報として扱うということも申しております。同様に町村の教育委員会に対しましても、同様の措置をとるようということ

も言われてございます。

今回の調査の目的が、あくまでも全国の児童生徒の実態をきめ細かく把握する、そしてそれに基づいて教育の改善を図っていくということが大きなねらいでございます。序列化や過度な競争を起こさないということについては、十分な配慮を文部科学省ではすると明言しておりますし、また教育委員会に対してもそのように求められているところでございます。

厚岸町教育委員会といたしましては、町全体の結果あるいは各学校ごとの結果ということで、文部科学省から情報提供がございましたが、本調査のねらいから考えまして、そういった情報の公開をする必要はないというふうに押さえてございます。

それから、学力についての教育委員会としての考えはということでございますが、一般的に学力といいますと各教科で学んだ知識・技能、それからもう少し広い概念でとらえておるわけですが、知識・技能のほかに子供たちが学んだことを生かして、さらに新しい学習や新しい生活の場面にそれを生かしていく力、例えば表現力であったり、思考力であったり、判断力であったりと、そういったところまで含めまして学力という押さえ方をしているわけでございますが、そういった学力の向上を図るためには学校での指導方法の工夫改善、これは当然のことでございますが、最近特に言われております子供たちの生活の習慣の問題あるいは体力の問題、そういったところにも光を当てて、指導のといいますか、子供たちの生活の部分の改善も図っていかなければ、つまり学校と生活の両面からそのところを改善を図っていかなければ、効果的に子供たちの学力は上がっていかないという、これは最近指摘されているところでございます。

したがいまして、本町でも町内の学力調査を行っておりますが、昨年の結果から町内のさまざまな傾向が明らかになりました。そうした中で教育委員会といたしましては、子供たちのそういう学習の成果としての学力とそれから生活の習慣の定着度、このところをきちっと両面から見て、今後指導していかなければならないというふうな押さえ方をしていたところでございます。今回の全国一斉の学力学習状況調査におきましても、その部分が明確に相関関係ということで出てくるということでは、子供たちの学力向上に向けた学校の具体的な改善にそこは生かしていけますし、また客観的なデータが出るわけでございますので、その客観的なデータをもとに子供にもわかりやすくまた説明ができますし、保護者に対しても理解と協力が得やすくなるのかなというふうに思っております。

この全国の一斉の調査によって、例えば今学校現場が抱えているさまざまな問題、悩みの中で、例えば教員を加配していただく、あるいは1学級の児童生徒数の基準を、今40人ですけれども、これを引き下げていただくというような、現場が今一番求めているそういった教育改革にも今後つながっていくのではないかとということも、また期待しているところでございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、学校図書館のご質問にお答えさせていた

できます。

まず、学校図書室それから学校図書館、この呼び名でございますが、法的には学校図書館というふうになってございますが、実際の学校の室名の表示は図書室ということがほとんどでございます。私ども、どちらでなければならないというような意識はしてございませんので、どちらでもいいというふうに考えてございます。

次に、学校別による蔵書数のばらつきの問題でございますが、この問題につきましては確かに先ほど標準蔵書数の全体で55%ということでございますが、確かに学校別によりますと逆に標準冊数を上回っている学校も実はございますが、やはりそういう中ではかなりのばらつきがあるというふうに認識してございます。これはいろいろな要因がありますが、廃棄する整理の仕方、それから寄贈等によるばらつき、この辺も考えられるところでございます。いずれにいたしましてもお示しの数字のとおり、満足のいける状況ではございません。

したがって、特に年次的な計画が必要ではないかというご質問でございますが、そのとおりだというふうには教育委員会、認識してございます。この目標でございますが、やはり現在のところ、文部科学省が学校図書館の図書の整備を図る際の目標としております標準蔵書数、これを目標として整備してまいりたいというふうに考えてございます。どのような整備ということでございますが、やはり図書購入の予算は努力が必要だということはもちろんでございますが、なかなか一遍にというようなことにもなりませんので、引き続き努力してまいりたい。

それともう一つは、やはり1回目の答弁でも申し上げてございますが、情報館の図書との連携を図る中で、情報館の図書の有効活用をする中で、これらの蔵書数の問題を解決していければなということも1つには考えてございます。またもう一つは、数だけでなく、実際の図書の有効活用を図る上で、やはり学校図書室の生徒の利用促進、これについても今後とも努力してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 14番さん、残り時間9分あります。

14番。

●田宮議員 9分だそうですから、ご答弁の方よろしくをお願いします。

1つは、税の問題であります。減免の制度です。払いたくても払えない、そういう方はいらっしゃると思うんです。ただ滞納処分だということではなくて、しかるべき減免の制度をきちんと整備していただいて、充実したものにしてやっていただきたいと思います。その辺についてお答えをいただきたい。

それから、後段の部分であります。この教育長の執行方針の中で学校評価の公表を通じてというくだりがあるんですが、これは今やりとりした中で出てきた問題とやや食い違うのではないかと、そういうふうに思いますが、この辺もう一度きちんとした答弁をいただきたいということでもあります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

このたびの定率減税の廃止に伴う住民負担の増に関しましては、先ほどから議論がありますとおり、税と社会保障の負担増を合わせますと、平成9年度におきましては国全体で約1兆4,000億円と言われておるわけであります。当然、厚岸町におきましても一般会計における負担増があることは事実であります。ご指摘がありました減免措置につきましても検討させていただきたい、かように考えますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私の方からは、学校評価との先ほどの関連についてお話しさせていただきたいと思いますが、学校評価というのは、例えば内部評価、先生たちがどう見ているか、子供たちにとってどういう学校であるか、そしてもちろん保護者理解、保護者に対する学校の公開度合い、いろいろなものを分析して、学校では評価をしております。

先ほどおっしゃいましたとおり、学校の評価というのは、ペーパー試験の結果だけではもちろんないわけで、いろいろな部分での学校の評価の仕方があるだろうというふうに思います。今、現に町内の学校でも、例えば子供たちの笑顔は日本一だというふうになろうというふうな目標を立てて、子供たちにあいさつをする、学級内での雰囲気づくりをよくするというようなことを掲げておりますし、そのことによって例えば不登校がなくなる、いじめがなくなるということであれば、これは学力以外でも大きな評価にもつながってくるだろうというふうに思います。

もう一つ、先ほど室長の方からもお話がありましたとおり、町内では学力の目標到達度の調査というのも実は行っておりまして、これはだれと比較するということではなくて、学習内容についてどの程度の到達度がありますよということについては、これは学力の評価としてうちの学校の生徒はこの部分が若干弱いと、ですから次年度においてはこういうふうな指導をしたいというようなことというのは、十分公表できることであろうというふうに思いますし、そう意味で学校評価を公表していくことは矛盾しているものではないというふうに考えております。

（「順位づけをするということではないですね」の声あり）

●議長（稲井議員） 以上で田宮議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

●竹田議員 平成19年度第1回定例会、さきに通告いたしておりました通告書に従い、質問させていただきます。

厚岸湖の水質・汚泥及び環境保全について。

1 番、現在の保全計画で、このままの環境を維持していけるのか。

2 番として、環境保全について、漁組との連携対策の内容についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 16番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

厚岸湖の水質・汚泥及び環境保全についてのお尋ねのうち、現在の保全計画で、このままの環境を維持していけるのかとのご質問であります。厚岸湖は豊かな水産資源に恵まれ、古くからアサリやカキを初め、多くの種類の魚介類を産する貴重な場所です。

昭和52年に漁業専管水域200海里が設定されて以降、沖合漁業から養殖を中心とした沿岸漁業へのウェイトが高くなり、改めて厚岸湖の生産場所としての重要度が増しています。また、厚岸湖は湖口が比較的狭く、全体的に水深が浅く、大小の河川が流入していることから、年間を通じて河川や天候の影響を受けやすいとされています。

こうした理由から、厚岸湖を持続的に生産活動ができる場所として維持しながら有効に活用していくためには、水質を初めとするさまざまな環境状況を把握する必要があります。漁協では、厚岸沿岸域の漁場環境及び資源動向を把握し、計画的に漁場を利用し、適正に水産資源を管理することを目的として、漁場造成環境調査事業を行っております。この調査は、平成5年から水質調査の一部を開始、平成8年から底質調査を追加し、平成10年から現行の調査内容で釧路東部地区水産技術普及指導所の協力のもと進められており、町はこの事業に対し補助金を出すとともに、現場での調査や水質分析の一部を受け持ち、データ収集に協力してきておるところであります。

近年の調査結果の傾向として厚岸湖内の水質については、平成16年の夏季水温の高さは特異的であったこと。湖内で一時的に濁りが顕著になること。湖内の全磷の値が高い傾向にあること。また、底質については、湖内底泥の土の汚れの指標となる値、CODや全硫化物、さらには湖内底泥の有機物堆積の指標となる強熱減量の値は、時期によって比較的高い値を示す場所もあります。

お尋ねの、このまま厚岸湖内の環境を維持していけるのかにつきましては、昨年7月釧路地区水産技術普及指導所の主催で行われた厚岸湖・湾における水質・底質環境についての報告会では、湖内の水質及び底質につきましては、特にここ数年で急激に悪化することはなく、今すぐ対策をとらなければならない状況にはないが、厚岸湖の水質と底質環境に今後とも注意が必要と報告されています。

町、漁協及び関係機関では、厚岸湖は環境が悪化しやすい地形であることから、今後とも漁場環境の監視を継続していくことが重要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、環境保全について漁協との連携対策の内容についてのお尋ねであります。漁場環境調査では、釧路地区水産技術普及指導所の協力など町以外の関係機関との連携と、このほか漁協が中心となり漁業関係者のボランティアによる沿岸のごみ清掃や町民の森の植樹、さらには漁業活動から生じる廃プラスチックなど漁業系廃棄物の一括収集の取

り組みも始まっています。

今後、厚岸湖・湾の水環境を監視し、また守っていくために長期間にわたるデータの蓄積が必要なことから、町と漁協が保管している過去のデータとの連続性を確保しつつ、その活用方法につきましては漁協と十分協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画というのがこの間出されました。これを、中身を読ませてもらったときに、環境保全の取り組みとして町長のお言葉が書かれておりました。お魚育つ植樹活動、町民の森造成事業、厚岸町の豊かな環境を守り育てる基本条例を策定し、環境保全の基本理念が明確化され、多面的な取り組みを実施しています。特に、厚岸町は漁業と酪農が基幹産業であり、今後もこの産業の進展は町の発展を左右するもので、この振興策は行政施策の重要な位置を占めるものと書かれております。また、水環境を守るためにも、公共下水道事業の促進も重要な施策です。今年度は例年の5倍強の事業費を投入し、普及率も62.3%となりました。また、環境と調和した農業の持続的な発展を図るため、酪農家の皆さんも家畜ふん尿の適正処理に積極的に取り組んでいますというふうに書かれております。

この中で、春採湖の水質浄化対策というのを調べてみました。1980年から1985年6月までの春採川の水質を見ると、COD、BOD、たくさんの種類の濃度は、湖水のそれらを常に上回り、pH値、DOは低い。流入川中性に近いpH値を除くと湖水よりすべて汚濁し、これが湖水の水質を悪くしてきた原因である。1985年7月から一転して、春採川の水質がCOD、BOD、TPなど湖水よりよくなり、水質改善の兆しが見られ始めた。この春採湖の水質改善をするために、平成8年から12年までの概算事業費は、河川改修で6億円、下水道改修で10億円、この春採湖を浄化させるためにかかったお金が、全体で16億円かかったそうであります。

厚岸町のこの厚岸湖を守るために今取り組まなければならない部分を、考えていかなきゃならない事態があるというふうに一部が言われているのも事実だそうですが、厚岸湖のこの底の部分の泥自体が非常に蓄積されてきているということを漁師の方からも聞きます。厚岸町の漁場造成環境調査事業の測定値という、厚岸湖内、観測地点が11号島という弁天島の裏というふうに書かれております。春採湖の調査では、4カ所にわたっての調査が行われています。なぜ4カ所なのかというと、そこの地形が変わっているから、浅いところと深いところがあるからです。この弁天島の裏の観測地点については、非常に厚岸湾からの厚岸湖に注ぐ海流の流速というのですか、水の流れ、それが非常に流れが早い場所というふうに認識している場所で、この観測地点1カ所だけというふうに私は認識しておりますけれども、特にこの海流の、湖水の中の水が、要するによんでいる場所、それから常に入れかわっている場所がそれぞれあると思います。そういったよんでいる場所の実態の測定値というのは出ていないというふうに思います。それらの測定をする内容が、まだまだ完全ではないんじゃないかなというふうに、この春採湖の調査を見てそういうふうに思いました。

まず1点目、そういったその厚岸湖内の測定場所についてお伺いしたいと思います。
1カ所だけであれば、よどむ場所、それから常に入れかわる場所、それから浅い、深い場所があるわけですがけれども、それについて適切な測定値を出していかなければならないのではないかというふうに思いますけれども、それについていかがでしょうか。

河川の水質の汚染の原因として挙げられるのは生活排水で、有機物や窒素、磷などを含む生活排水はとにかく量がすさまじく、ゆっくり根の深い影響を残すのが特徴で、いつの間にかひどいことになっている場合が多く、注意が必要です。有名なものには、使用済みの油や合成洗剤の排水、また水の中の汚れと浄水場で消毒に使う塩素が反応して発生するトリハロメタン。このトリハロメタンは、発がん性が疑われている汚染物質としては、環境ホルモンに最近になって注目が集まっているものです。河川汚染の中で比較的大きなものを取り上げましたが、原因は一つ一つ見ていくと、その原因のほとんどが河川をごみ捨て場に行っていることもあり、日本では特にその傾向が強く、日本の力強い自然に昔から頼ってきたのもまた事実です。物事には、やはり限度というものがあります。私たちはこれから自然への接し方を見直さねばならないのかもしれないという1つのコメントを読ませていただきましたが、このトリハロメタンという部分が、発がん性があるというふうに指摘があります。厚岸町のこの水質検査の中に、水素イオン濃度、溶存酸素、浮遊懸濁物質というものがありますけれども、特に環境の基準項目になっている塩素イオン、硫化水素、クロロフィルa等については測定されていないというのが事実あります。このことについても、これからどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

厚岸湖の底質の変化の部分についてなんですが、底質について平成8年から17年までのデータをいただきました。ほとんど基準値を達成している部分がありますけれども、この泥についても、場所的には弁天島の裏の1カ所ということでもありますけれども、先ほど述べたこのトリハロメタンについては、河川もそうなんですけれども、この泥の中にも含まれているという部分が非常に高い。そういった部分でこの底質についても場所を変えた調査が必要ではないのかというふうに思います。

下水道の促進によって改善がなされるということは現実でありますけれども、ここに春採湖のレポートの2003年の分をちょっと読ませてもらいますけれども、平成7年のときの春採湖の概要が書かれています。平成7年の環境庁から公表された前年度の湖沼水質調査によると、春採湖は昭和60年以来ワースト5のランキングが外れました。平成7年度の水質調査でCODは、基準値5ミリグラムパーリッターについては7.7と前年よりもさらに改善傾向が見られましたというふうに書かれております。この7.7の平成7年度から変わって、下水道が完備されたのにもかかわらず、平成15年に行われた春採湖の水質調査では、この平均値が7.1ミリグラムパーリッターというふうに、さほど大きな変化はないというふうにされております。これが調査結果であります。

化学的酸素要求量のCOD、全窒素のTN、全磷のTPの平均値がそれぞれ0.81から0.059となりました。これは少し改善されたというふうに書かれております。下水道が完備されたからといって、必ずしも水質が改善されていくというものではないというふうに書かれているもので、私もびっくりしました。これらについても、底質それから水質についても、もっともっと角度を変えた、場所を変えた、そういった調査が必要ではな

いかというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、漁場環境調査の水質及び底質の調査地点についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、1カ所だけかというお尋ねでありましたけれども、今回アサリ島が、湖内でも一応中央部でありまして、アサリ島が多くある場所ということで特定をさせていただいて、そして水質と底質どちらも調査をしている場所にまず限定をさせていただいて、今回資料として出させていただいたという内容であります。

この水質・底質調査、厚岸町の漁場環境調査で柱になるものであります。湖内5カ所それから湾内6カ所、合計11カ所やっておりますけれども、湖内に限っては5カ所あります。水質と底質を両方調査しているところが3カ所、それから底質のみ調査をしているところが2カ所ございます。それから、この水質調査にはカキ、アサリのえさとなりますクロロフィルa量と、これもこの調査で、厚岸町のカキ種苗センターで、この量を調査、はかってございます。

それから最後に、トリハロメタンの調査でありますけれども、この漁場環境調査では、このトリハロメタンについては調査をしていないという内容でございます。

以上です。

もう一点、答弁漏れがありまして、硫化物量については測定はしてございます。それから、硫化水素については、この調査の中では測定はしてございません。

（「塩素イオン」の声あり）

●産業振興課長（大崎課長） それから水素イオン濃度、pHの関係でありますけれども、これについては水質の検査項目に入っておりますので、当然お渡しした資料の中には、この数字としては記載をされているという内容でございます。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 水質・底質の調査についてというこの、僕、資料もらいました。ここの中には、11号点、弁天島裏としか書かれていないので、資料的に僕が見ると1カ所しか測定していないのではないかというふうに思います。やはり、質問するときに大事なんで、湖内の地図があれば、こことこことこの調査が、この場所は何年から何年、この場所については何年から何年というふうになっているのであれば、そういった資料をいただきたかったなというふうに思います。ここで質問の内容ががらっと変わってきてしまう。特に環境基準項目になっている塩素イオン、硫化水素、クロロフィルa等について、今クロロフィルa量については測定をしてあるというふうに言っていますので、この分については後で湖内の地図をもって場所を教えてくださいなというふうに思い

ます。

先ほど、硝酸体窒素の恐怖という部分で、発がん性を持っているという部分をお話ししましたけれども、この泥の堆積についてですけれども、泥から上の水については自然的に浄化をするという自然原理、例えばあらしとかそういうものが来て水が入れかわるといった、その自然の原理で入れかわる部分については、パーセンテージについては泥よりも非常に高いとされています。泥というのは1回堆積すると、やわらかい泥が上にどんどん堆積されていくとかたい泥になっていって、海流があらし等で入れかわるときに、なかなかその泥までけずってくれなくなってしまう。それで、泥がどんどん堆積されてしまうという部分があります。

泥の部分について、私が言ったんじゃないんですけれども、2枚貝とその養殖というのがこの厚岸湖内で、さっき町長の答弁にありました、沿岸よりも湖内の部分の漁場がどんどん拡充されてきて、量的にも多くなってきている。そういった部分で、向井宏さんという生物圏フィールド科学センターの教授の講演で、このようなことが書かれております。

カキ養殖が大規模に行われてきた広島湾、それから的矢湾、能登湾、山田湾などホタテ貝養殖が大規模に行われてきた陸奥湾、山田湾、噴火湾、サロマ湖などでは、逆にプランクトンが減少しえさ不足が起こり、そのために大量へい死が起こっているのも現在である。2枚貝養殖が水質の浄化に有益である一方、2枚貝養殖の大きい問題点はふんの堆積が海底環境を悪化させることである。2枚貝は、海水プランクトンや懸濁粒子を大量に取り込むが、そのかわりの部分が消化されずに体外に出される。水中に懸濁していた粒子が、この懸濁というのは固体の微粒子が液体中に分散して起こる混合物というふうにされております、この懸濁粒子を大量に取り込むが、そのかわりの部分が消化されずに体外に出され、水中に懸濁していた粒子が今度は固まりとなって、カキ養殖場の海底に降り積もるといふ現象が起きる。その堆積量は驚くほど多い。2枚貝のふんは栄養、有機物も多く、海底に積もった後、有機物が分解を始める。有機物の分解には酸素を必要とするので、カキ養殖場の海底では酸素がどんどん消費され、水温が高い時期には無酸素水が発生する。無酸素水の発生は、多くの生物に悪影響を及ぼし、カキなど養殖している2枚貝も大量へい死を起こしたりしがちである。全国のカキ養殖場をつぶさに見てきたが、その多くが、カキ養殖場として使用していた湾奥の海域がカキの養殖に不適な環境に変わり、より沖合の漁場に移らざるを得なくなっているのが現実であると。

厚岸湖のカキとアサリの養殖は、ここ14年の間に著しい成長を見せている。しかし、上記にしたように底質への悪影響は、養殖事業の拡大の影響もあり、厚岸湖の水回りが埋め立てなどにより悪化したことも手伝って、どんどん進んでいると思われる。地球温暖化により水温の上昇は、その悪影響をさらに加速させる可能性があり、上手な管理型養殖を進める必要があるだろうというふうに書かれております。

これが事実なのかどうなのかということをして別として、やがて厚岸湖内の底質も、水質も汚れていくということは現実だと。その現実に対して、今早く手を打たなければならぬということは、これはだれしも認識するところであると思います。

いろいろ調べている中で、リサイクルニュースというのがありまして、カキ殻の水質浄化というのが書かれておりました。排出されるカキ殻で水質浄化ができると。株式会

社フジタというところが静岡県にありますけれども、ここで画期的なカキ殻サンドを水深2メートルから5メートル程度のヘドロに被覆をするだけの方法で、カキ殻サンド工法というふうに命名をしまして、カキの、このカキというのは夏の時期のカキです。夏の時期に湖底付近の硫化物イオン発生を最大90%を減少し、貧酸素ですから、酸素が少なくなった状態も緩和するなど大きな成果を得たと。カキ殻マット工法は、約40種類の底生物の、カキ殻1立米当たり約90キロ着生するなど、多様で豊富な底生動物のすみかとなっていることを確認した。魚のえさと貝などの底生動物を増加させることなどから、魚礁としての効果も期待できるようになってきたというのもあります。

こういった取り組みを厚岸町でも早目にすることが大事だと思われませんが、以上のことについて聞きたいと思います。よろしくお願いします。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） お尋ねのアサリ漁場の山砂ということで、今から対策をとということであります。

組合としては今現在のところ、アサリ島の新たな漁場はつくってございません。アサリ漁場の保全のために、山砂あるいはカキ殻をまぜたものについて、これを入れているという内容であります。それで台数、現在カキの施設で3,000台ということで、数量が3,000台までということで、数は今決まっているわけでありまして、台数の制限は現在コントロールされているものと思ってございます。あと砂の量、そういったものについて、砂の管理をしていくべきかなというふうに思っております。

それから、今後その底質の悪化を防ぐためにどうしていくかということでもありますけれども、私は非常に藻場について注目をしているということでもあります。確かに議員おっしゃるとおり、カキ殻については浄化作用もあるということでもありますけれども、厚岸町は、湖内、幸いにして非常に大規模なアマモの場もございます。このアマモ場については、全国有数というふうな声もあるということでもあります。

もう一つ、藻場として注目しているのは、アカモクという海藻でありまして、これについてはホンダワラ系であります。厚岸湾それから湖内にも多くこの海藻はございまして、このアカモクが現在宮城県の松島湾で非常に注目をされて、その海藻で松島湾が今よみがえってきていると。それで増殖するその試験も行われているということでもあります。厚岸湖内については幸いにしてこのアカモクが昔からずっとございまして、このアカモクとそれから今まで大量にありますアマモを、これからそのことを保全をしていくということが非常に大切かなと思います。

ただ、1年海藻でありまして、大量に抜けるわけでもありますけれども、その抜けた後の処理なんです、そのままにしておきますと、またせっかく吸収した窒素やリン、そういったものが、また湖内・湾内に戻してしまうということもございまして、今後そういったそのアマモ、それからアカモクについて抜けたものを湖内あるいは湾内に戻さない、そういった漁業者の協力が今後必要になってきますし、漁業組合ともそういったことで今後その抜けたものをどうするかといった処分方法についても検討していく余地があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

(発言する者あり)

- 産業振興課長（大崎課長） カキ殻については、従来から山砂と一緒に湖内の方に戻していたと。それから昔、その自然産卵、自然繁殖していた段階では、当然種がついていたということで、厚岸湖内にそのまま戻していたと。それにまたカキがついて、それをずっと繰り返していたということもございます。ですから、カキ殻についてはそういったリサイクル、現在もアサリ島にその山砂とまぜて、島に戻しているのが大半だということでもあります。

一部、最近になりましてこのカキ殻について、非常に農業の方の分野でも、そのカキ殻をリサイクルにということで、今農業協同組合で補助をいただいてつくった堆肥ヤード、これに国の対策として今活用しているホタテを、現在その堆肥場に置いてありますけれども、それをカキ殻もぜひその堆肥に使いたいということで、実は今現在この検討も農業協同組合の方ではされているということでございます。

以上でございます。

(「答弁漏れがあるのだけれども」の声あり)

- 議長（稲井議員） 答弁漏れがあるんですか。

答弁漏れがあるのであれば求めてください。どういうところが答弁漏れたか。

- 竹田議員 カキ殻サンド工法というのを理解していないから、言っていることと違うことが返ってきている。

- 産業振興課長（大崎課長） カキ殻を使ったその浄化施設ということでございます。これにつきましては、今いろいろカキ殻については使い方、活用方法、いろいろあると思うんですけれども、今おっしゃられたことにつきまして、ちょっと不勉強でありましたので、この活用方法につきましても研究をしてみたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） いいですか。

- 竹田議員 はい。

- 議長（稲井議員） 以上で竹田議員の一般質問を終わります。

したがいまして、本定例会に通告ありました8名の一般質問を終わります。

日程第3、発議案第1号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります室崎議員から提案理由の説明を求めます。

1 番、室崎議員。

- 室崎議員 ただいま上程いただきました発議案第 1 号 厚岸町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

第28次地方制度調査会が、平成17年12月 9 日に出しました地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について、その答申を受け、平成18年地方自治法が一部改正となりました。厚岸町議会における委員会活動や議事進行について規定されております厚岸町議会委員会条例につきましても、その法改正の趣旨にかんがみ、所要の改正をすべく議会運営委員会、さらには議員協議会において議論を重ねてまいりました。その結果といたしまして、今回議員の常任委員会所属事項、議会運営委員会委員の定数及び閉会中における議員の委員会所属を議長により行うこととする規定をそれぞれ定めることとしたものであります。

発議案の 2 ページをごらん願います。なお、別紙資料をつけてございますので、あわせてご参照願います。

説明に入ります。第 2 条の改正であります。厚岸町議会におきましては、法改正を受けた常任委員の複数所属制度を規定せず、1 人 1 委員会制をとることとしたものであります。さらには議員定数が、次回の一般選挙より 2 名減員となることから、常任委員会の委員定数を見直すとともに、各常任委員会の所管事務調査事項を規定し直すものであります。

第 4 条の 2 第 2 項につきましては、議会運営委員の定数を現行の 8 人から 6 人に改めるものであります。

第 7 条第 1 項、第 2 項及び第12条第 2 項の改正につきましては、閉会中においても常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任等が議長において可能となったことにより、ただし書きの規定を追加するものであります。また、補欠選挙で就任した議員が、次期議会を待たず、直ちに委員会審議に参加できるよう、議長の指名権等を規定するものでございます。

次に、附則でございます。本条例の改正規定中、第 7 条及び第12条のただし書きの追加に関しましては、地方自治法の一部改正のうち、議会の部分における同法の施行日を決める政令が、平成18年11月24日施行済みであることから、公布の日から施行とし、第 2 条及び第 4 条の 2 の改正につきましては、次回の一般選挙後の適用となることから、平成19年 5 月 1 日施行とするものであります。

以上、簡単ではございますが、発議案第 1 号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第4、発議案第2号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者であります室崎議員から提案理由の説明を求めます。

1番、室崎議員。

●室崎議員 ただいま上程いただきました発議案第2号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

ただいま議決いただきました発議案第1号同様、地方自治法の一部を改正する法律の施行を受けまして、厚岸町議会会議規則の一部改正であります。

発議案の2ページをごらん願います。なお、発議案第1号同様、資料を付してありますのでご参照願います。

説明に入ります。第14条の改正でございます。厚岸町議会議員の議案提出権につきましては、地方自治法第112条及び厚岸町議会会議規則第14条において規定されております。

今回の法改正は、このほか第109条において、新たに委員会の議案提出権を認めたものであり、会議規則第14条においても新たに第3項として委員会の議案提出に関する手続の規定を追加するものであります。

次に、第73条第2項の改正につきましては、議会運営委員会が所管事務調査を実施する場合の規定でございますが、この規定が地方自治法第109条の2第3項から109条の2第4項に変更になったことにより、規則中の文言についても法律に準拠すべく、その一部を改正しようとするものでございます。

次に、附則でございます。本規則の改正規定に関する地方自治法の一部改正並びに同法の施行日を定める政令が平成18年11月24日施行済みであることから、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、発議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5、議案第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります小嶋孝氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町奔渡町5丁目62番地。氏名、小嶋孝。生年月日、昭和3年10月21日。性別、男。職業、漁業。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第6、議案第20号 釧路支庁管内町村公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました釧路支庁管内町村公平委員会規約の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

釧路支庁管内町村公平委員会は、釧路市を除く管内7町村及び4つの一部事務組合に

よって、地方公務員法第7条の規定に基づき、共同設置をしております。この委員会に平成19年4月1日に設立される釧路・根室広域地方税滞納整理機構を加えること、及びこれに伴う規約の変更を行うため、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づきまして、共同設置している関係地方公共団体との協議をいたしたく、同条第3項の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

議案書の3ページをごらん願いたいと思います。

釧路支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約の変更内容でございます。当該公平委員会を共同設置する町村及び一部事務組合名を定めております規約の別表に、釧路・根室広域地方税滞納整理機構を加えるものでございます。

なお、この一部変更の規約の施行日は、平成19年4月1日とする内容でございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

12番。

●谷口議員 今回、このつけ加えられる機構は、釧路・根室両支庁管内にわたっているわけですが、これは根室支庁管内の規約の改正も当然行われるというものなんでしょうか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この滞納機構につきましては、ご案内のように釧路管内の町村、それから根室管内にあります町村の一部で組織するものでございまして、こちらの公平委員会の共同設置をいたしまして、そちらの方に入るとい形の方につきましては、この釧路管内の公平委員会の方に入るといことでございまして、この協議につきましてはすべて、現在入っているこの公平委員会を組織している町村、一部事務組合、こちらで協議を行うという形に相なっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 たしか根室管内は、中標津町と羅臼町でしたか、そうですね。その構成を含めたこの機構は、すべてこの管内の公平委員会ということなんですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） おっしゃるとおりでございまして、この釧路管内の公平委員会の中に所属するといことでございます。

●谷口議員 わかりました。

●議長（稲井議員） いいですか。
他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
昼食のため休憩いたします。
再開は午後 1 時とします。

午前11時53分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開します。
日程第 7、議案第21号 釧路公立大学事務組合規約の変更について、議案第22号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について、2 件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第21号 釧路公立大学事務組合規約の変更について及び議案第22号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

釧路公立大学及び釧路広域市町村圏は、ともに管内 8 市町村で組織する一部事務組合であります。昨年 6 月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律に基づく副市長及び会計管理者制度などへの移行にかかわる事項と、また関係市町村の負担金の分賦方法の見直しに伴いまして、組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第 1 項の規定に基づき関係市町村との協議をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案書の 4 ページから議案第21号 釧路公立大学事務組合規約の変更内容についてであります。別にお配りいたしております新旧対照表、これによりご説明を申し上げます。

第9条の変更内容でございます。助役の職名を副市長に改めるものであり、また第10条においては収入役を会計管理者に改めるものであり、収入役の任期を定めていた第3号の規定、不要になりますので削るものでございます。

第11条は、職員の職名区分の廃止に伴いまして、現在「吏員その他の職員」と表記しているものを記載のとおり「職員」に改める内容のものでございます。

以上が、地方自治法の改正に伴うものでありますが、第13条第2項第3号の改正につきましては、釧路公立大学事務組合に対します関係市町村の負担金の負担割合を改めるものですが、釧路市と阿寒町及び音別町の合併後の負担金の分賦方法について検討を加えてきた結果、市を除く町村負担分のうちの均等割分を、現在の7町村数で分けるのではなく合併前の旧町村分で分け、そのうちの2町分につきましては釧路市で負担するような算定方法にするという内容のものでございます。これは合併による市町村数の変化により、従前の負担方法では合併以外の町村負担の増加が生じることになりますので、これを避けるために負担金の算定方法を改めたものでございます。

次に、議案書7ページからの議案第22号 釧路広域市町村圏事務組合規約の変更内容についてであります。これも別にお配りしております新旧対照表にてご説明いたします。

第10条、第11条及び第12条の改正につきましては、先ほど申し上げました議案第21号と同じ内容のものでございます。別表の改正でございますが、これは負担金の分賦方法を改めるものでございます。これもさきの議案第21号と同様の考え方のもと、均等割分を合併前の市町村数10で分け、釧路市は3市町分を負担することとするものでございます。

なお、この2つの規約の変更は、それぞれ平成19年4月1日を施行日とするものでありますが、議案第21号の釧路公立大学事務組合規約につきましては、施行日のほか、附則に負担金、算定上必要な経過措置の規定などを設けさせていただいております。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） まず初めに、議案第21号について質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 今の説明を聞いていて、もし私の理解が間違っていると困るので、確認のためお聞きいたします。

今回の最後の部分、経費の支弁の方法のところですが、要するに合併に伴って今までのやり方だとちょっと動いてしまうのではというお話でしたが、最終的に厚岸町の負担する部分は何にも今までと変わらないという意味に理解すればよろしいのですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） そのとおりでございます。均等割の関係につきましては、従来と同じような考え方の、合併前の市町村数をもって分け、釧路市に合併された3市町分

についてはそれぞれ釧路市の方で負担するという内容になりますので、均等割については従来と全く同じ負担分になるという考え方でございます。

●議長（稲井議員） いいですか。

●室崎議員 はい。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第22号について質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 くどくて申しわけありません。21号でお聞きしたのと、22号のこの経費区分というところも同じ考え方でよろしいんですね。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 1 番議員、おっしゃるとおりでございます。

●議長（稲井議員） いいですか。

他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第 8、議案第 23 号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第 23 号 町道路線の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書 9 ページをお開き願います。

今般、町道を廃止しようとする、町営住宅宮園団地内に存続する宮園公住 1 号線から 7 号線の 7 路線であります。本路線は町営住宅の建てかえに合わせて、随時廃止を行っていましたが、次の建てかえまでに期間があいており、現状では道路形態をなしていないところもあり、北海道と協議をした結果、団地内の通路は公営住宅法の共同施設として位置づけられ、町道とした性格を有していないことから町道路線を廃止するべく、路線の廃止に当たり道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、表をごらんいただきたいと思います。

町道廃止路線、路線番号 173、路線名宮園公住 1 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 6 番地先、参考として延長 147.8 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。路線番号 189、路線名宮園公住 2 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 6 番地先、参考として延長 148 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。路線番号 190、路線名宮園公住 3 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 6 番地先、参考として延長 146.2 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。路線番号 191、路線名宮園公住 4 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 6 番地先、参考として延長 146.2 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。路線番号 192、路線名宮園公住 5 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 6 番地先、参考として延長 146.2 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。路線番号 193、路線名宮園公住 6 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 5 番地先、参考として延長 71 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。路線番号 194、路線名宮園公住 7 号線、区間として基点厚岸町宮園 3 丁目 9 番地先から終点厚岸町宮園 3 丁目 5 番地先、参考として延長 71 メートル、敷地幅員 5 メートルでございます。

次に、廃止路線の位置でございますが、資料により説明をいたします。次のページをごらんいただきたいと思います。

議案第 23 号の説明資料でございますが、路線番号 173、宮園公住 1 号線から路線番号 192、宮園公住 5 号線までであります。基点は宮園公住 1 の通り交点から、終点宮園鉄北通り交点まででございます。路線番号 193、宮園公住 6 号線と路線番号 194、宮園公住 7 号線につきましては、基点は宮園公住 1 の通り交点から、終点宮園団地内中央付近まででございます。この 2 路線につきましては、平成 8 年 3 月に町営住宅建設に合わせて団地

中央から右側の宮園鉄北通り交点までを廃止しております。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

12番。

●谷口議員 今、説明されたのですけれども、中学校通りと言いました。昔は生活道路と言っていましたけれども、真竜中学校に向かうあちらの道路側3棟については、町道が廃止されていますよね。建てた順序から言うと1、2、3、棟番号はちょっとわかりませんが、これはどの時期にこの道路を廃止したんですか。建てかえ前に廃止したんですか、建てかえ後に廃止したんですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

真竜中学校通りの手前の、既に廃止してあった道路の廃止時期でございますけれども、これは建物を建設する前に廃止しております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 そうすると、どうして以前のやつは建設に向かって廃止していたのに、今回はこのように建設がある程度終わって、それに合わせた形で、建設予定地も含めて、あるいは当時残っていた住宅、そういうものも含めて考えられていて途中までだとか、そういう形でずっと194、193は残ったのではないのかなと思うんです。そうすれば、そういうふうに順次やっていけばよかったものが、このようになってしまったのはどういうことなんですか。そのあたりをちょっと説明していただきたいんですが。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

当時は、確かに手前の方は完全に建物が建ってしましまして、道路が全くなくなるという形でもって廃止をしていったわけですが、その後の部分につきましてはまだ道路自体の形が、全区間ではなくても道路が一部残るというような形があったような形になっております。今、この議案第23号説明資料の方の地図をごらんいただきたいと思うんですけれども、全線のこの延長の中で部分的には道路形態が残った跡という形でございます。

しかしながら、平成17年度にこの空き地の部分、工事の敷地内の中央から左側の部分になりますけれども、左側の空き地部分が地域の要望によりまして周りを整地をいたし

ました。そうした整地をしたときに伴いまして、その道路形態が全くなくなった形になります。そうした場合にどうするべきかということで北海道とも協議した中では、やはりここは団地内なんで共同施設として位置づけられるものでございますから、これは道としておくべきものではないということになりまして、今回廃止に至ったものでございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 本会議だからもう3回しかできないんですけれども、結果的に、初め3棟を建てるときは順次建物をつくるに当たって、町道を廃止してきているわけでしょう、それに合わせた形で。それで、どうしても残った平家の住宅は、たしかこの193、194のあたりにあったんですよ。だからこれ、194と193は町道として残さざるを得なかったわけでしょう、その当時は、建てた段階では。だけれども、それはまずちょっと置いておくにしても、今度この191だとか190、189、173というのは、建物をつくっちゃったんですよ、もう。そうすれば、その段階できちんとやっていかないとだめじゃないですか。

それから、今空き地の部分がどうのこうの言われましたけれども、その管理をきちんとしておかないと、そこに車を置いてあっても、その責任はだれが持つのか、そういうことを明確にしないとだめじゃないですか。実際に、その作業車の置き場みたいになっているんですけれども、あれは整地してなっているとは、私は到底思えないんですよ。そういう管理の仕方を含めて、やはりきちんとしていただかないと困るのではないのかなと。まだ今全体を整備できる、そういう状況になっていないことも私は十分わかりますけれども、管理の仕方としては非常にまずいのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町道の、この道路の廃止の進め方でございますけれども、確かに173番、189番、190番、192番までのところでございますけれども、これ自体全部、全体のところで残っております。確かに、右手の方の公住がもう既に建設されております。ご質問者おっしゃるとおり、右手側の部分については、本来はその部分については廃止をするべきではあったかなと考えております。で、残っている左手の部分はまだ残しておくということも考えられるわけでございます。ただ、これ自体もう、先ほど申し上げましたけれども、平成17年度に整地をしまして道路形態がなくなったものですから、今現在はまず道路形態がないと。それとその管理の方法でございますけれども、この区域の敷地につきましては公営住宅という敷地内という考えを持っておりまして、公営住宅法それから町営住宅の管理条例、ここら辺に基づいて管理をしていくという考えでございますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 路線番号173から194まで7本。延長を1つずつ勘定してみますと、147.8メートル、148メートルと、こうずっといきますと総延長で大体1キロになりますね。それで、この道路は、今道路を廃止するというんですけれども、一応道路になっているわけなんですけれども、舗装はしてないんですね。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今の7路線の総体の総延長でございますが、876.4メートルございまして、舗装はされておられません。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 駐車場は、このPという1つだけですか。

（「2つある」の声あり）

●菊池議員 そうすると、救急のときには、一応消防車とかも入れますか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

議案第23号の説明資料の図面をちょっとごらんいただきたいと思います。

宮園鉄北通り側の方に並びまして駐車場が上の方に1つ、下の方に1つ、合計2つ駐車場が配置しております。緊急車両につきましては、こちらの鉄北通り側からの駐車場からも入ってこれますし、例えば中学校通り側の方からも消火活動も可能でございますし、向かい反対側の宮園公園側からのような消火活動も可能でございます。

以上、どちらの方にも道路に面しておりますので、そういった緊急車両のことについては十分対応可能かと考えてございます。

すみません。

●議長（稲井議員） はい、いいですよ。答弁してください。

●建設課長（佐藤課長） 失礼しました。

駐車場の数でございますけれども、中央付近にもございますので、全部で3カ所駐車場が設置されております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 13番。

●菊池議員 最後に、この廃止される道路につきましては、団地の人たちの要望は何かな

かったですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

団地の住まわれている方からのご要望はなかったのかということでございますけれども、特段そういったご要望は伺ってはおりません。

以上でございます。

●菊池議員 はい、わかりました。いいです。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第9、議案第24号 町道路線の認定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第24号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を次のとおり認定しようとするものであり、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、表をごらんいただきたいと思います。

町道認定路線、路線番号627、路線名白浜町6号通り、区間として基点厚岸町白浜1丁目193番1地先から終点厚岸町白浜1丁目195番地先、参考として延長157.7メートル、敷地幅員6メートルでございます。

次に、認定路線の位置でございますが、資料により説明をいたします。次のページをごらんください。

議案第24号説明資料でございますが、基点は国道44号線交点、共成レンテム地先から入り、コの字に曲がり、終点国道44号線交点までであります。この路線は、白浜町自治

会から町道認定の要望があり、平成18年11月に地権者から道路敷地の寄附を受けましたので、今般町道として認定し維持管理を行うものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

12番。

●谷口議員 すみませんけれども、これは図面を見ていますと、現道とこの図面で記されている道路とは、合っているのかどうなのかということをお尋ねしたいのですが。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

現道とこの図面がずれているのかということでございますけれども……

（「いや、合っているのか」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 大体は合っています。この図面どおりは、きっちり図面に示せませんので、実際現場とそれから敷地のあれは、おおむね合っております。ただ現道自体は、多少膨らみを持っていたりしておりますので、今6メートルという町道としての幅員という形にしておりますけれども、もう既に既設の現道の状況はちょっと広がっていったりしておりますので、そんなことから見ますともうその中に入っているということになります。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 この図面で見ますと、共成レンテム側ありますよね、入って行って突き当たり。そうするとこれを見ると、この図面にあるその先、線路に向かっている道路みたいに見えるところがありますよね、共成レンテムの角。それとこれが、こう真っすぐに向かっているっていませんよね。わかります。

（「大体わかる」の声あり）

●谷口議員 わかるでしょう。だから、これが合うのかということなんですよ。

それともう一つお伺いしたいんですけど、ここ、国道の取り付けを解消しましたよね、つい最近だったと思いますけれども。この取り付けの仕方なんですけれども、どういう場合には車道としてつないでいくのか。この道路は、歩道をまたいだ形でつないでいますよね。国道の歩道は、ちょっと切り下げはしましたけれども、歩道はそのまま。です

から、町道は歩道をまたいでいくという形のつくり方をしていますよね。それから場所によっては、国道と同じ車道で切っていて、そこに歩道を設けるという方法をやるんですが、その判断というのはどういうところからこういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。わかりました、言っていること。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 最初の、共成レンテムさんの方からここに入りまして、真っすぐ突き当たって、奥の方に入っていく道路形態のようなところでございますけれども、ちょっと図面に示しております方向が少しずれておりまして、もう少しこの図面は、敷地からいきますと、左手の方に少し寄る形になります。それで、その下の方の道路形態にいくところは、ほぼ真っすぐ抜けるような形になろうかと思えます。

それから、国道44号線の共成レンテムさんのところの取りつけの、入り口の整備でございまして、実はこれにつきましては開発建設部さんの方で今回、既存の歩道の補修という形でもって整備をしていただいております。町の方ではちょっと整備はしておりません。それで、町道として考えて、これから道路がある程度通行量が多いということになりますと、そこは切り下げという形じゃなくて巻き込みをする、歩道を外して巻き込みの形にするというのが、本来は原則的な考えかと思えます。ただ、今は、今回やったのは、開発さんの方で歩道の補修をするといった形でもって整備をしていただいたものですから、既存の歩道を残したままの形となつてございますので、ご理解を願いたいと思えます。

●谷口議員 はい、いいです。

●議長（稲井議員） いいですか。
他にございませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よつて、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第25号 財産の取得について、議案第26号 財産の処分について、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程いただきました議案第25号 財産の取得について及び議案第26号 財産の処分について、この2点の提案理由を申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第25号 財産の取得についてであります。平成18年度において厚岸東部地区畜産担い手育成総合整備事業によりまして、若松地区において整備が進められておりました畜舎が完成をいたしまして、平成14年度の事業開始時に、財団法人北海道農業開発公社と締結をいたしました牧場施設譲渡契約書の第5条の規定によりまして、農業開発公社から町が譲り受け、その後受益農家に売り渡すこととなっております。

このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、財産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

その内容であります。

1、財産の種類は農業用施設でございます。14ページに参考資料といたしまして、財産の取得内訳書をご載せさせていただきますので、ごらんいただきたいと思います。施設の名称は家畜保護施設でございますが、事業量として、既存牛舎に増築した畜舎、木造1棟631.8平方メートル、これは24頭の増床に当たります。さくの設定のパイプライン一式、ふん尿処理設備のバーンクリーナー一式でございます。この合計事業費は、3,607万9,054円でありまして、国費50%の補助を差し引いた残りの金額1,807万1,054円が取得金額となるものでございます。

13ページにお戻り願ひまして、2、財産の所在につきましては、厚岸町若松535番地にあります。3、取得価格は、先ほど申し上げた1,807万1,054円でございます。4、取得先でありますけれども、住所は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、相手先は財団法人北海道農業開発公社でございます。

引き続きまして、議案第26号 財産の処分につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。

本議案は、前号の議案で厚岸町が取得しようとする農業用施設を、取得価格と同額で受益農家に売り渡すことになるために、議会の議決を求めるものでございます。

1の財産の種類、2の財産の所在、3の売り渡し価格は、前号の議案と同様でありますので省略をさせていただきます。4の売り渡し先でございますが、住所は厚岸町若松535番地、相手先は古館強氏であります。

財産の処分内容については、16ページに参考資料をつけさせていただきます。

以上、簡単な説明でありますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） まず初めに、議案第25号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第26号について質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
日程第11、議案第27号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書17ページをごらん願います。なお、説明資料といたしまして新旧対照表も配付しておりますのでご参照願いたいと存じます。

改正しようとする事務分掌条例につきましては、町長の事務部局の組織における課の設置と、その課ごとに分掌する事務について定めているものでございます。

このたびの改正は、現在まちづくり推進課の所掌する事務として定められているうち、広報・広聴の業務を総務課の所掌事務へと移行させるものでございますが、これは現状の職員実数のもとで効率的な事務事業の執行を考えたとき、現在総務課にて所掌しているインターネット、ホームページの統括管理や情報提供と広報・広聴の業務を連携させることが、今日的にはより効果的との判断によるものであり、これを総務課に位置づけることにするものでございます。

なお、この改正条例の施行日は、平成19年4月1日として附則に定めるものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第28号 厚岸町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびご提案しております内容は、職員の条例定数を現在の363名から53名減員し310名とするものでございます。

条例で定める当町の職員定数は、町長の事務部局、町立病院、水道企業及び教育委員会を初め、各執行機関を合わせますと現在363名となっています。この条例定数は、平成7年3月にさまざまな行政需要に対応する形で、それまで350名としていた定数規定から、町長の事務部局で10名、また教育委員会で3名の増員を図り、町民ニーズに合わせ、業務に当たってきたところでございますが、その後事務事業の変化等を踏まえながら、職員定数の適正な管理に努めてきており、平成18年4月当初の職員実数は290名となっております。また、定員管理においては、平成17年3月に策定した定員管理適正化計画により進めており、当該計画では平成21年4月の職員数を294名と定めておりますが、これまで予想を上回る定年前の退職者があり、既にこの計画目標数に達している状況にございます。これらの状況を踏まえて、このたび職員の条例定数を改めようとするものでありますが、今後における病院等の公営企業の業務内容及び業務量の変化や、町長の事務部局や各執行機関においても変化する行政需要に応じた職員数の確保が必要となることもあり得ることから、現行の職員実数の1割程度の余裕を持たせ、全体で310名の条例定数

にするものでございます。

以上が改正する内容であります。この改正条例の施行日は平成19年4月1日として附則に定めるものでございます。

今日の地方自治体における厳しい財政環境のもとで、今後も事務事業の効率と行政のスリム化を進めていかなければならず、職員数の減員は今後も避けられない状況にあると考えております。これからも適材適所での人員配置と定員の適正化に努め、その時々に応じた条例定数の見直しも行っていきたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

14番。

●田宮議員 定数外職員がいますよね。定数外職員、何人いるのか、どういう配置状況なのか、わかるようなものを出してください。

（「すみません、ちょっと時間よろしいでしょうか。資料お持ちしてまいります」の声あり）

●議長（稲井議員） 暫時休憩します。資料が整うまで休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時48分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 時間をとらせて申しわけございません。

定数外職員の状況でございますけれども、嘱託職員、これにつきましては、現在全体で43名でございます。そのほか非常勤職員、それから臨時職員ございますが、それぞれ、いわゆる人員の移動が非常にありまして、18年4月1日現在の数字で申し上げたいと思います。非常勤職員全体では25名。それから臨時職員、4月1日現在の全体では54名という数字になってございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 予算のときでいいですから、資料として出してください、資料として。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） わかりました。予算までに用意をさせていただきたいと思います。

●議長（稲井議員） いいですか、14番さん。

●田宮議員 いいです。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第13、議案第29号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会の委員長及び委員の報酬につきましては、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項の規定に基づく別表第1において、委員長が月額5万9,600円、委員が月額4万6,600円と定められております。

ご承知のとおり、町財政が大変厳しい中であって、教育委員会の委員長及び委員の申し出により、平成17年度からこの報酬を10%減額し、委員長の額を5万3,600円、委員の額を4万1,900円としてきておりますが、このたびも町長に対し、委員長及び委員から引き続き減額継続の強い申し出がありました。この意思を尊重いたしまして、平成19年度においてもこの10%の減額措置を継続して行おうとするものでございます。

なお、改正しようとする条例は、厚岸町の非常勤特別職のうち、教育委員の報酬額の特例を定めた厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例でございます。

改正内容は、本則中「及び平成18年度に限り」という字句を「から平成19年度までの間」に改め、平成17年度と平成18年度2年限りの臨時措置として制定した特例条例を平

成19年度までの3カ年、適用させようとするものでございます。

また、附則であります。この条例は平成19年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第14、議案第30号 厚岸町生活安全条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町生活安全条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

今日的な犯罪傾向は、いつでも、どこでも、だれにでも、身近に起きる可能性があり、児童生徒等の通学路などにおける不審者犯罪や校舎施設内での殺傷犯罪、悪質な商法や詐欺といった高齢者と中心とした被害の多発、車上ねらいや事務所・自販機荒らし、空き巣ねらいなど、多種多様に身近なところで発生する犯罪が増加しており、町民生活の不安要因が大きくなっています。また、交通事故による負傷者の発生や社会環境の多様な変化による高齢者や乳児、児童を巻き込んだ事件や事故の増加も大きな社会問題になっています。

こうした犯罪や事故などをなくしていくためには、町民一人一人がしっかりとした防犯や事故をなくしていこうという意識を持ち、町、町民、事業者、関係団体が協働して自主的な活動に取り組むとともに、地域の生活環境を犯罪や事故が発生しにくい環境へと改善していくことが重要であり、町民にとって犯罪や事故のない安全で安心な地域社会となるよう、たゆまぬ努力を傾ける決意を宣言するものとしてこの条例を制定するものであります。

議案書20ページでございます。

議案第30号 厚岸町生活安全条例であります。条例の内容説明につきましては、別に議案第30号説明資料としまして「厚岸町生活安全条例制定について」を配付をさせて

いただいておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

第1条は、目的であります。この条例は、犯罪や事故のない安全で安心して生活できる地域社会づくり（以下「安全で安心な地域社会づくり」という。）のために、基本理念を定めるとともに、町、町民及び事業者等がそれぞれの役割のもとに協力することにより、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

第2条は、定義であります。この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。第1号、町民。町内に居住する者及び町内に滞在する者をいう。第2号、事業者等。町内において事業を営む個人、法人、官公署等の事業所の代表者及び町内に存する土地もしくは建物を所有し、もしくは管理する者をいう。

第3条は、基本理念であります。町、町民及び事業者等は、それぞれの役割を果たし、かつ相互に協力することにより、安全で安心な地域社会づくりを推進するよう努めなければならない。第2項であります。町、町民及び事業者等は、安全で安心な地域社会づくりのためには、犯罪及び事故等の防止に配慮した地域社会の形成が重要であることを認識し、これをはぐくむように努めなければならない。第3項、町、町民及び事業者等は、安全で安心な地域社会づくりに向けて、犯罪及び事故などから得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、これらを後世代に継承していくように努めなければならない。

21ページの方になります。

第4条から第6条までは、町、町民、事業者等のそれぞれの役割についての規定であります。

第4条、町の役割ですが、町は基本理念に従い、安全で安心な地域社会づくりを推進するために必要な体制及び施策を講じるよう努めなければならない。第2項、町は、前項の施策を推進するため、町の区域を管轄する警察署その他必要と認める関係行政機関及び関係団体と連携を図るものとする。

第5条、町民の役割ですが、町民は基本理念に従い、みずから安全で安心な地域社会づくりのための活動の推進に努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

第6条、事業者等の役割ですが、事業者等は、基本理念に従い、安全で安心な地域社会づくりを推進するために、みずからの事業活動またはその所有もしくは管理する土地もしくは建物その他の工作物について、犯罪及び事故等を予防するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

第7条、生活安全推進協議会の設置であります。町に厚岸町生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。第2項、協議会は、犯罪及び事故等の現状把握に努めるとともに、生活の安全対策について協議するものとする。

第8条は、委任規定であります。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

次に、附則であります。この条例は、平成19年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と制定条例内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

議案第30号の審査につきましては、議長を除く17名の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号の審査につきましては、議長を除く17名の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後 2 時01分休憩

午後 3 時32分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第14、議案第30号 厚岸町生活安全条例の制定についてを再び議題といたします。

議案第30号の審査については、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1 番、室崎委員長。

●室崎委員長 条例審査特別委員会に付託されました議案第30号 厚岸町生活安全条例の制定についての審査につきましては、本日委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」「反対」の声あり）

●議長（稲井議員） 反対の発言がありましたので、これより起立により採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（稲井議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第15、議案第31号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

- 福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、保育に要する保育料を規定する厚岸町立保育所条例第5条に規定する保育所徴収金額表について、所得税の定率減税が、平成17年、法律第21号、所得税法等の一部を改正する法律で経済社会の変化等に対応して、早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正が行われ、減税率を20%から平成18年分は10%に縮減。住民税の定率減税が、平成17年、法律第5号、地方税法等の一部を改正する法律で、地方税法の一部改正が行われ、減税率を15%から平成18年度分は7.5%に縮減されたことに伴い、本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

町の真竜保育所、厚岸保育所及び宮園保育所に入所した児童の扶養義務者からは、現在、別表保育所徴収金額表に定める保育料を毎月徴収しています。

現行の保育所徴収金額表は、平成12年度から適用しているもので、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について、昭和51年4月16日付厚生省厚生事務次官通知の一部改正により、平成11年に定率減税等が行われたことにより、減税後の水準に改正された同通知による保育所徴収金基準額表を参考にしているものであり、今般の定率減税縮減による保護者の負担増を回避する必要があることから、改正案のとおり改めるものでございます。

このたびの改正の要因となる定率減税は、住民税では平成11年から平成17年の税額に15%、平成18年の税額に7.5%、所得税では平成11年から平成17年の税額に20%、平成18年の税額に10%を乗じた額を減税されたものです。保育所徴収金額表は、減税後の税額で算定することになっていることから、この定率減税が縮減、廃止されることにより、保育料を算定する保護者の階層区分に移動が生じ、個々の保育料が上がることをないように改めようとするものです。

現行のC2及びC3階層では、前年度分の市町村民税の額による区分とするものですが、現行は、定率減税前での4,800円に、減税率である15%を乗じた額720円を減じて、100円未満を切り捨てた額となる4,000円と定めていますが、これを減税前の額に7.5%を乗じた額360円を減じて、100円未満を切り捨てた額となる4,400円に改めるものです。

次に、現行のD1からD12階層では、前年分の所得税の額による区分とするものです。

が、D 1 階層の現行は、定率減税前での1,300円に、減税率である20%を乗じた額260円を減じて、100円未満を切り捨てた額となる1,000円と定めていますが、これを減税前の額に10%を乗じた額130円を減じて、100円未満を切り捨てた額となる1,100円に改めるものです。

以下、D 2 からD 12階層までを同様に定率減税前の額を求め、10%を乗じた額の100円未満を切り捨てた額に改めるものでございます。

なお、これらの改正により保育料増額の影響を回避できる方は約12名で、年額約72万5,000円と試算しているところでございます。

また、平成19年分から、所得税から個人住民税へと、地方への税源移譲が実施されることにより、平成20年度以降の保育料に大きな影響を生ずることになりますが、所得階層の見直しも含め、抜本的な保育料の見直し作業を平成19年度中に実施する予定でありますことをご理解願いたいと存じます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

8 番。

●音喜多議員 ちょっと1点だけ聞いておきたいと思います。

今、軽減処置として12名、72万5,000円の方が、これであれされるということで。もともと、この今回出されている条例については、午前中の一般質問の中でも議論されておりましたが、そして今また説明いただきました各税の廃止に伴いましての利用者の軽減処置ということで配慮いただいているわけですが、現行のままでいくとするならばという仮定ですけれども、これは全体的な中で、現在のこの現行の各層でそのまま税に当てはめていくとどのくらいの軽減処置が、町としての施策として考えているというか、町民利用者に対して、その辺の試算はされていらっしゃるでしょうか。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 答弁します。

年額約72万5,000円というふうな試算をしておりますけれども、これが続いていくというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 8 番。

●音喜多議員 すると、この幅は広げて軽減処置を図るというのは、12名の72万5,000円のみというふうに理解してよろしいですか。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ええ、今回は、12名の72万5,000円という形になります。

●音喜多議員 わかりました、ありがとうございます。

●議長（稲井議員） いいですか。

他に。

12番。

●谷口議員 保育料についてちょっとお尋ねしたいんですが、今保育料なんですが、1子2子、2人子供を預けている場合は、今も変わっていないと思うんですけども、1番目の人が、3歳以上だったとすると、上の人が行っていれば、下の人の保育料は半額でしたか。そういうふうになっています、ちょっと。未満児だったら、それが逆転すると思うんですが。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 今ご質問のとおり、1つのご家庭からお2人の子供さんが保育所に入っている場合、これは1人目はこの基準額表による額でございます。2人目については半額という形で、3人目については10分の1という形になります。ただ、中間層から、その1人目あるいは2人目どちらかが半額になるという計算方法はちょっと違ってきますが、基本的には2人目の半額、3人目は10分の1という計算になってまいります。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今回、町長の行政執行方針で、20%を助成しますということを高らかにうたわれていますよね。何でこれがここには出てこないんですか。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

この保育所条例につきましては、保護者にそれぞれご負担をいただく額として定めさせていただいている額でございます。町長の施政方針にありました保育料の助成20%につきましては、このご負担いただいた方に対して20%を助成するという形で、あくまでも保育料という負担すべき額については、そのまま据え置くという内容でございます。

なお、保育料助成につきましては、別途規則を制定して施行する運びとなります。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員　そうすると、規定どおりの額、半額、10%と今課長おっしゃいましたよね。
そうすると、10%に20%プラスするということですか。その10%はやめて、20%ということですか。

●議長（稲井議員）　福祉課長。

●福祉課長（松見課長）　20%の対象となるお子さんでございますけれども、私どもが計画しているのは現に養育している世帯、私どもは18歳未満というふうに現在考えておりまして、その18歳未満の子のうち第3子目が保育所にいる場合に、そのご負担すべき額、支払っていた額の20%を助成したいという考え方でございます。

●谷口議員　わかりました、どうも。

●議長（稲井議員）　いいですか。
他にありませんか。

（な　　し）

●議長（稲井議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
日程第16、議案第32号　厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。

●町民課長（久保課長）　ただいま上程いただきました議案第32号　厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、学校教育法第1条ほかに規定しております学校の規定中、盲学校、聾学校、養護学校の文言について、障害の種別を超えた特別支援学校に改める内容の学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されるため、本条例において引用する文言についても改め、整合を図るものでございます。

また、同じく本条例規定で引用する文言の児童相談所についてであります。児童福祉法において都道府県に設置義務が規定されているところでありますが、同法では児童相談所設置規定の条項番号が第15条から第12条に繰り上げる改正がされ、平成17年1月1日から施行されており、本条例において引用条項番号の繰り上げ改正を遺漏しておりましたことから、このたびの条例改正において改めるものであります。

議案書23ページ、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては、別にお手元に議案第32号説明資料として条例の新旧対照表を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

第2条は、この条例における養護の定義についての規定であります。第1項第2号は児童福祉法における児童相談所の設置規定についてであります。引用条項について、現行第15条とあるのを第12条に改める内容であります。第2項第3号の規定は、ひとり親家庭等の児童に係る規定であります。第3号のアの規定において「盲学校、ろう学校又は養護学校」の文言を「特別支援学校」に改める内容であります。

附則であります。改正後の条例規定は、公布の日から施行するものであります。第2条第2項の特別支援学校に改める規定につきましては、平成19年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
日程第17、議案第33号 厚岸町若齢牛育成センター条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいま上程をいただきました議案第33号 厚岸町若齢牛育成センター条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

この施設は、町内酪農家における労働の省力化と安心して子牛を預けたいとの農家希望に対応し、良好な管理と経営コストでの後継牛を確保することを目的とした当施設は、既に釧路太田農業協同組合が、平成14年12月から子牛の受け入れを始めた保育センター事業との連携強化を図り、一貫した飼育管理により良好な成育と経費の節減を図るため、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業の補助承認をいただきまして、今月30日工事完成予定で現在建設中でございます。公の施設の設置管理及び廃止につきましては、地方自治法第244条の2に、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めるとされておりますので、本日の提案となったものであります。

それでは、条文を追って趣旨をご説明申し上げます。お手元の議案、24ページよりご説明をいたします。

第1条、設置であります。厚岸町における酪農経営者の労働軽減と優良な後継牛を確保するとともに、畜産振興の基盤と確立を図り、もって農業経営の安定に寄与するため、厚岸町若齢牛育成センター（以下「センター」という。）を設置するものであります。

第2条につきましては、名称及び位置であります。センターの位置及び名称につきましては、名称が厚岸町若齢牛育成センター、位置につきましては厚岸町片無去743番地であります。

次に第3条は、施設の種類と構造種別であります。第3条施設の種類の、育成舎、鉄骨づくり平家1棟。この牛舎は、150頭まで飼育できる牛舎でございます。堆肥舎、鉄骨コンクリートづくり1棟。パドックについては、コンクリート舗装1基でございます。

4は事業の規定であります。事業の4条は、事業の設置目的を達成するための事業についてでございます。センターは、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。（1）として、農家から預託された若齢牛の育成に関することという内容でありまして、このここにうたっております若齢牛とは、生後91日から240日までの雌牛をいうという内容であります。したがって、3カ月から8カ月までの牛についてをうたっております。

25ページ、次のページをお開きいただきたいと思います。

その他設置の目的を達成するために必要な事業ということでございます。

第5条につきましては、指定管理者による管理という内容でございます。指定管理者制度によりまして、指定を受けた法人その他の団体に管理を行わせるという規定でございます。

なお、本施設の指定管理者につきましては、本議案を議決をいただいた後、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例の規定に基づきまして、直ちに指定管理者候補の選定を行いまして、本議会会期中に指定管理者の指定につきまして追加の議案にてご審議をいただく予定となっております。

次に、第6条でございます。第6条につきましては、指定管理者が行う業務の範囲の指定でございます。第6条、指定管理者が行う業務は次のとおりとする。（1）第4条の各号に掲げる事業に関することであるので、第4条1号にうたっております若齢牛の育成に関すること、それから第2号のその他設置の目的を達成するために必要な事業という内容でございます。

次に第7条は、施設を利用する際の許可及び条件つき許可についての規定でございま

す。センターの施設等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。第2項、指定管理者は、管理運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付し、またはこれを変更することができるという規定でございます。

第8条につきましては、子牛を施設に預ける際の利用制限についての規定でございます。指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可せず、または利用させないという内容であります。1号は、若齢牛の育成を害するおそれがあると認められるときという内容です。第2号、センターの施設等を毀損するおそれがあると認められるとき。第3号、管理運営上支障があると認められるときという内容です。

第9条は施設の利用許可に係る取り消し規定についてでございます。第9条の規定につきましては、指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用を停止もしくは中止させることができるという規定でございます。第1号は、不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。第2号は、利用の目的以外に利用したとき。第3号は、第7条第2項の規定により付され、または変更された条件に違反したとき。第4号は、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。第5号、管理運営上支障があると認められるとき。2項につきましては、前項の場合において、第7条第1項の規定により利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）に損害があっても、指定管理者はその責めを負わないという内容でございます。

次に、第10条であります。第10条の利用料金についての規定であります。利用料金の決定方式は、指定管理者が行う保育育成事業の予算によりまして事業運営されますことから、同様の事業となる町営牧場での冬期舎飼期の1日当たりの使用料金と同額の525円を利用料金設定基準額として、別表に上限額として規定をしてございます。

別表（第10条関係）について。家畜の種類、若齢牛。単位及び算定基準については、1頭1日当たり。利用料金の上限額については、525円と設定をさせていただいてございます。

次に、第11条の損害等の届けでございます。施設の毀損、あるいは滅失した際の届け出と町の指示についての規定でございます。

第12条、町長による管理となつてございます。第12条につきましては、指定管理者が何らかの事情で協定期間中、途中で管理を継続できなくなったとき、または指定管理者として適格性を欠いて指定を取り消すに至った場合、新たな指定管理者が指定されるまでの間、あるいは町がみずから管理する場合に当該施設の管理を、町長または指定管理者いずれが行う場合においても適用できる規定を盛り込んだおくことが必要というふうを考えられますことから、このような読みかえ規定を設けたものでございます。

第12条は、第5条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、センターの管理に係る業務を行うことができる。2項として、前項の規定により町長がセンターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条それから第7条、第8条及び第9条中、指定管理者とあるのは町長と、それから、第10条第1項及び第2項中、利用料金とあるのは使用料と、指定管理者とあるのは町長と、同条第3項中、利用料金とあるのは使用料と、別表中、利用料金とあるのは使用料といたしまして、第10条第4項の規定は適用しないという内容でございます。

第13条につきましては、規則への委任規定でございます。

最後に、附則でありますけれども、この条例の施行期日を平成19年4月1日とするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でありますけれども、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時03分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員